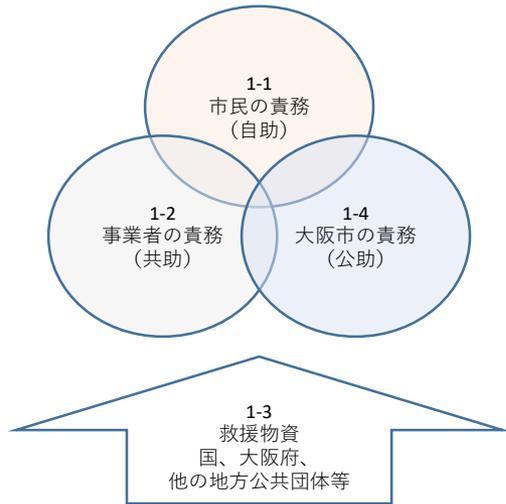


大阪市避難所運営にかかる備蓄計画（概要版）

国や大阪府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや取組指針などを踏まえ、避難所の運営にあたって必要となる備蓄物資の備蓄品目や数量、更新頻度などを定めるとともに、市民や事業者によるいわゆる自助、共助の備蓄についても基本的な方針を示し、災害発生後の避難生活における必要物資の備蓄を促進することなどを定めています。

1 大阪市防災・減災条例に基づく基本的な考え方

防災・減災に関し基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害予防・応急対策及び災害復旧・復興対策に関し必要な事項を定めることにより、災害に強いまちの実現に資することを目的として、「大阪市防災・減災条例」を制定しています。



2 大阪市の避難所運営にかかる備蓄物資

大阪府域救援物資対策協議会で定められた重点11品目を中心に様々な物資を備蓄しており、今後も備蓄物資の管理、更新、拡充を進めていきます。

大阪市における備蓄物資

| 大阪市における備蓄物資 | | | | |
|-------------|------------------|--------------------|---------|-----------------------|
| 2-1 | 食糧 (アルファ化米など) | 高齢者食 | 毛布 | 乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク |
| | 使い捨て哺乳瓶 | 乳児・小児用 紙おむつ | 大人用紙おむつ | 簡易トイレ |
| 2-2 | 生理用品 | トイレットペーパー | マスク | |
| | 簡易ベッド | パーティション (簡易テント) | 防水シート | |
| 2-3 | 飲料水 | 給水袋 | | |
| 2-4 | 救助用資機材セット | | | |
| 2-5 | ソーラー式ランタン | エアーマット | 担架 | ガスボンベ式発電機 |
| | 消毒液 | 使い捨て手袋 | 非接触型体温計 | |

3 備蓄場所について

災害時に物資の輸送が困難になることを想定し、地区備蓄拠点、区備蓄拠点、災害時避難所に備蓄物資を分散して備蓄しています。



4 備蓄物資の有効活用について

賞味期限及び消費期限の到来まで原則1年未満の備蓄物資の有効活用を進め、食品ロスの削減に努めるとともに、更新目安に基づき更新する物資についても、更新まで原則1年未満の物資を有効活用し、廃棄物の削減に努めます。

5 流通在庫備蓄（協定）について

災害時の避難生活の長期化に備え、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるように、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定等の締結を進めています。

今後も災害が発生した際の関係事業者等の協力の確保に関する協定の締結を進めていきます。

6 国や大阪府などが作成する指針やガイドライン等に定められた備蓄物資

国や大阪府などが作成する指針やガイドラインにおいて、避難所運営に必要な物資を備蓄することの必要性が示されています。